

第21回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成29年6月27日（火）9：59～11：57
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大野委員，大橋委員，木村（三）委員，坂本委員，高橋委員，畑委員，福田委員，三橋委員，渡邊民事第一課長，北村戸籍企画官，櫻庭補佐官，杉谷補佐官
- 4 概 要：法務省から配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための制度的検討事項について（2）】

- マイナンバー制度導入に当たっては，マイナンバーを保有している者についての戸籍情報全てを連携情報とする前提として，未電算化庁の市区町村が管掌する戸籍についても電算化する必要がある。
- 戸籍の届出に際して，事件本人のマイナンバーを届書に記載することを義務化するのには難しいのではないかと。
- ・ マイナンバー制度導入後は，戸籍の届出に係る本人確認には，届書に記載されたマイナンバーが事件本人のものかどうかという点と，届出した者が事件本人かどうかという点の二種のものがあることに留意しなければならない。
- 戸籍の届書の電子化の実現を検討する上で，いわゆるデザイン婚姻届のうち，事務処理上記載することが困難なものも登場しており，届書のスキャンが困難な場合も想定されるため，何かしらの方策が必要である。
- 戸籍訂正に当たっては，現行法の枠組みを踏まえ，職権訂正の範囲を明記するなど，整理をする必要があるのではないかと。
- ・ 戸籍訂正については，手続を合理化することについて，一定のコンセンサスが合ったものを理解している。
- 法務局に調査権限を付与する規定を設ける場合，その範囲を限定するという考え方もあるのではないかと。
- ・ 法務局の職員が関係者に事情を聴取する場面などを想定すると，調査権限が明文化されている方が望ましい。他方，市区町村に係る権限規定がないからといって，これまで窓口で確認していたことができなくなるというわけではないと考えられ，そのことを前提に法務局に調査権限を付与する規定を定めれば良いのではないかと。
- 仮に本籍地の履歴サービスを市区町村で実施することとなった場合，広範な範囲の戸籍情報が検索可能となるため，セキュリティー対策も含めて慎重に検討する必要がある。

以 上